

【要確認】成約済物件が掲載されたままになっていませんか

成約済の物件は「おとり広告」とみなされます！

!!! おとり広告とは!!!

不動産の表示に関する公正競争規約 第21条より引用

- (1) **物件が存在しない**ため、
実際には取引することができない物件に関する表示

広告に表示されている所在地に存在しない等の架空物件は掲載できません。
- (2) 物件は存在するが、
実際には**取引の対象となり得ない**物件に関する表示

成約済物件（申込済物件も）は掲載削除をお願いしております。
また委託されていない物件を無断で掲載することはできません。
- (3) 物件は存在するが、
実際には取引する**意思がない**物件に関する表示

物件は存在するが、貸す意思のない物件は掲載をお控え下さい。

掲載中の物件は定期的に募集状況をご確認下さい。

契約済物件はもちろんのこと、申込済物件も掲載しないようにして下さい。

本件は **ポータルサイト広告適正化部会**（※）が統一テーマにて発信しております。

＜同部会参加会社＞ アットホーム株式会社、株式会社CHINTAI、
株式会社LIFULL、 株式会社リクルート住まいカンパニー

※ポータルサイト広告適正化部会については、下記URLよりご確認ください。

https://www.sfkoutori.or.jp/portal_bukai/